平成３０年第２回農業委員会総会議事録

１　開　会　日　時　　平成３０年２月２３日（金）午前１０時００分

２　閉　会　日　時　　平成３０年２月２３日（金）午前１０時２５分

３　場　　所　　小国町役場４階　委員会会議室

４　出席した委員

１番	大　谷　健　人	５番	安　部　　茂
２番	小　嶋　　剛	６番	伊藤実千昌
３番	舟　山　秋　子	７番	横　山　信　一
４番	川　﨑　吉　巳		

５　出席した職員

事務局長	齋　藤　　勉
事務局次長	渡　辺　久　光
農地調整係長	加　藤　智香子
書　　記	舟　山　健　太

６　付　議　案　件

議第２号　農地法第３条の規定による許可申請に対する許可決定について
（賃借権設定）

議第３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について

議第４号　農地利用集積計画の決定について

議第５号　小国町農地利用配分計画案に対する意見決定について

報第１号　農地法第 18 条６項の規定による通知について

そ の 他　農地法第３条第１項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議　　長　　本日の出席委員は７名です。全員出席しておりますので本日の会議は成立いたします。

ただいまから平成３０年第３回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議　　長　　日程は、配布のとおりでございます。

会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

（異議無しの声）

議　　長　　異議無いようでございますので、会期は本日１日限りといたします。

それでは、日程に従い進めさせていただきます。

議　　長　　本日の議事録署名委員は、３番委員、４番委員の両名にお願いいたします。

議　　長　　それでは、議第２号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程いたします。本件につきましては、議事参与の制限に該当いたしますので、農業委員会会議規則第 10 条の規定により、■番委員に退席を求めます。

（■番委員退席）

議第２号について事務局に説明を求めます。

事 務 局　　（説明）

議　　長　　調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員より報告をお願いします。

１番委員　　この件につきまして、2 月 14 日の日に、■■■■さん、「■■■■■■」の代表理事の■■さん、構成員の■■■■■さんの 3 人にお話を聞いてきました。高齢のために田んぼの方を他の人につくってほしいということで、■■さんが代表を勤める「■■■■■■」が　2 月 1 日に法人化設立されまして、こちらの方に作っていただきたいということで、お互い今回の貸し借りに間違いはないということでした。借人のほうも米を作るということで、周りに与える影響もないと思い、問題ないと思います。以上です。

議　　長　　質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。
ないようですので、質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第２号番号１について異議無い方の挙手を求めます。

（全員挙手）

異議無いようでございますので、議第２号番号１について、申請どおり許可することといたします。

（■番委員入場）

■番委員に報告いたします。 議第２号番号１について、申請どおり決定することにいたしました。

議　　長　　次に議第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。議第３号について、事務局に説明を求めます。

事 務 局　　（説明）

議　　長　　調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員より報告をお願いします。

４番委員　　報告します。2 月 20 日に山口推進委員と、■■■■さんの３人で現地の確認をしてまいりました。雪が３ｍくらいはあって、ぜんぜんみえないですけども、普段から何度も通ってますし、道路のそばで、夏場の写真もあって確認してまいりました。■■■■から依頼を受けている■■■■■■■■■の■■さんとは、電話で確認しております。その結果、期間としては 4 月、雪が消え次第というか、4 月上旬くらいから工事にかかる予定でいるとのことでした。周りその他も、聞き取り調査の結果ですけれども、第５条の３項の１号から７号に該当するようなところは見当たらなかったことを報告させていただきます。以上です。

議　　長　　質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。
ないようですので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第３号番号１について申請どおり許可妥当の意見を附して県に進達することに異議無い方の挙手を求めます。

（全員挙手）

異議無いようでございますので、議第３号番号１について、申請どおり許可妥当の意見を附して県に進達することといたします。

議　　長　　次に議第４号「農地利用集積計画の決定について」と、議第５号「小国町農地利用配分計画案に対する意見決定について」は関連がありますので一括上程いたします。それでは議第４号及び議第５号について、事務局に説明を求めます。

事 務 局　　（説明）

議　　長　　それでは、審議のためここで暫時休憩といたします。再開は議場正面の時計で 18 分からとします。

（休憩）

議　　長　　再開します。議第４号及び議第５号について、質問、ご意見等ございましたら発言をお願いいたします。ございませんか。

ないようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。

初めに議第４号の議決に入ります。議第４号について、原案のとおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

（全員挙手）

異議無いようでございますので、議第４号について、原案のとおり決定することといたします。続いて、議第５号の議決に入ります。議第５号について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することに異議ない方の挙手を求めます。

（全員挙手）

異議無いようでございますので、議第５号について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することといたします。

議　　長　　次に、報第１号「農地法第 18 条６項の規定による通知について」を上程いたします。事務局に報告を求めます。

事 務 局　（報告）

議　　長　　次に、その他「農地法第３条第１項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局　（報告）

議　　長　　本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第２回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。本日は大変ご苦労様でした。

（午前１０時２５分）